鳴瀬ヘルパーステーション重要事項説明書

◎介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(訪問介護相当サービス)

社会福祉法人やすらぎ会

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)重要事項説明書

あなた(利用者)に対する第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人やすらぎ会
主たる事務所の所在地	東松島市野蒜ケ丘三丁目27番地1
代表者(職名・氏名)	理事長 亀井文行
設立年月日	昭和51年7月20日
電話番号	0225-98-7110

2. 事業所の概要

事業所の名称	鳴瀬ヘルパーステーション		
サービスの種類	第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)		
事業所の所在地	〒981-0416 東松島市野蒜ケ丘三丁目27番地1		
電話番号	0225-98-4916		
指定年月日·事業所番号	平成 30 年 4 月 1 日指定		
通常の事業の実施地域	東松島市		

3. 事業の目的と運営の方針

*****	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した
	日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日
事業の目的	常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)を提供するこ
	とを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令
運営の方針	及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サー
	ビス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは
	要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるため
<u>ن</u> المراجة الم	の介助や専門的な援助を行います。
身体介護	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、
	清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
4. 江 極 H	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
生活援助	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで(年中無休)
営業時間	24時間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		
介護福祉士	常勤 1人 非常勤 1人		
2級課程修了者	常勤 1人 非常勤 3人		

7. サービスの提供の担当者

あなたへのサービスの提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	高山幸子
--------------	------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本単位	利用料	利用者負担額		
ケーに入石が	リーレ人の内谷	左 半甲四	个17元144	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サ	週1回程度の利用が必					
ービス I	要な場合(事業対象者・	1,172	12,497 円	1,289 円	2,578 円	3,867 円
(1月につき)	要支援1・2)					
訪問型独自サ	週2回程度の利用が必					
ービスⅡ	要な場合(事業対象者・	2,342	24,984 円	2,576 円	5,152 円	7,728 円
(1月につき)	要支援1・2)					
訪問型独自サ	週2回を超える程度の					
ービスⅢ	利用が必要な場合(事	3,715	39,632 円	4,087 円	8,174 円	12,261 円
(1 月につき)	業対象者•要支援2)					

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算 : 訪問介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加管の種類	加質の亜併	基本単位	打田利	利用者負担額		
加昇り性類 	加算の種類 加算の要件 加算の要件 加算の要件		利用料	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規の利用者へサービ	200	2,140 円	214 円	428 円	624 円
1/3 E 1/3 H 3F	ス提供した場合	200	2,110 1	211 1	120 1	021 1
	サービス提供責任者が					
	介護予防訪問リハビリテ					
	ーション事業所の理学					
 生活機能向上	療法士等に同行し、共	100				
連携加算	同して利用者の心身の		1,070 円	107 ⊞	914 III	201 III
世 (1月につき)	状況等を評価した上、	100	1,070 円	107 円	214 円	321 円
	生活機能向上を目的と					
	した介護予防ケアマネ					
	ジメントを作成し、サー					
	ビス提供した場合					
介護職員等	介護職員の処遇改善に	所定単位	七部の単位数	七部の	七部の	七部の
処遇改善加算	関して、一定の改善基	数の	左記の単位数	左記の	左記の	左記の
(IV) ※	準を超えた場合	145/1000	×地域区分	1割	2 割	3 割

⁽注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2)支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますのでサービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員及び東松島市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0225-98-4916
事 表別怕峽芯口	面接場所 当事業所の相談室

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関 東	東松島市	電話番号 0225-82-1111
占用文刊機則	宮城県国民健康保険団体連合会	電話番号 022-222-7070

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1)サービスの提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭などの貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備など
- (2)訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 東松島市野蒜ケ丘三丁目27番地1

事業者(法人)名 社会福祉法人やすらぎ会

代表者職・氏名 理事長 亀 井 文 行 印

説明者職・氏名 サービス提供責任者

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名 印